

## 鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和6年9月19日（金曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午前11時23分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加藤 茂樹 委員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 足立 考史 太田 縁 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 石田 久美子 議事係主任 稲田 直		
出席説明員	<b>【都市整備部】</b> 都市整備部長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一 都市企画課課長補佐 雁長 徹 交通政策課長 宮谷 卓志 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 河川公園課長 徳田 剛 河川公園課課長補佐 古網 竜也 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課課長補佐 山崎 修 建築指導課主査 伊賀 巧 建築指導課主査 竹森 潤一郎 建築住宅課長 森田 健 建築住宅課課長補佐 田渕 聡 建築住宅課課長補佐 宮部 将 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人		
傍 聴 者	3人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時0分 開会

## 【都市整備部】

- ◆勝田鮮二委員長 それでは、時間少し早いですけども、皆さんそろわれてますので、ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。本日の日程でございますが、都市整備部の議案審査、そして、陳情審査と進めてまいります。

それでは、都市整備部に入ります。初めに、都市整備部長に挨拶をいただいた後、審査に入

りたいと思います。山根都市整備部長。

○山根陽一都市整備部長 おはようございます。都市整備部の山根でございます。今日は彼岸の入りということでございますけども、なかなかこの暑さがずっと続いとるということで、特に今年の夏、猛暑で、現場、特に公園とか道路の植栽の辺りですね、水やりとか大変な苦勞をしないとどこでございますが、そういうことで、植栽の管理ということで、大変現場も苦勞しとるということで、先日、東京のほうで、都市公園、都市、緑道ですかね、緑地内で、イチョウの枝が落下して、現場に、付近におられた方1名が巻き込まれて亡くなるというような事故が発生しております。原因はまだ調査中ということですけども、本市におきましても、決して人ごとではないというふうに認識しております。引き続き、点検であるとか、安全対策のほうに努めたいと考えとるところでございます。

さて、本日は、先ほど委員長からお話ありましたように、先日の委員会で説明いたしました補正予算案と条例改正の議案についてに加えまして、追加提案としまして、今年の7月14日の大雨により、佐治町内で発生しました河川災害の復旧に向けた補正予算について御説明いたします。これらの議案、いずれも、下半期から来年度にかけまして、円滑な行政運営に必要なものと考えておりますので、御審議のほうよろしくお願いいたします。

なお、前回の委員会に引き続き、筒井課長と河上補佐につきましては、同時開催の総務企画委員会からの出席要求が届いておりますので、途中退席をする場合がございますが、あらかじめ御了承ください。

それでは、以上、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは、説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

#### 議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分は、先日の委員会において、執行部より説明を受けております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。ございませんか。足立委員。

◆足立考史委員 おはようございます。足立です。治水対策事業の青谷4号ポンプの件ですけども、説明のところで、老朽化ということがありますが、こういう機器類の定期検査のようなルールはあって、定期的に、この老朽化の延命を防ぐとか、そういうような決まり事はあるのでしょうか。1つお伺いします。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。基本的にはポンプ、それぞれ施設があるところにつきましては、当初予算で認めていただいておりますとおりで、年間、必ず業者のどこ、それから各支所の担当、それから本庁担当で、それぞれ年1回、また定期点検は、月1回行っ

ております。ただ、今回、この青谷の4号ポンプにつきましては、いわゆる操作盤の下側のほうが、いわゆる腐食を起こした状態でちょっと抜けてまして、そこから跳ね返りの雨が入り込んだ状況で、中の基盤、もともとこの分電盤自体がもうかなり、もう20年以上経過しておりますので、そのためにちょっと漏電を起こしたという結果になってしまいました。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 ありがとうございます。その定期検査の年1回はあるんですけど、その配電盤だとか、それぞれチェックする場所もあるかと思えますし、その20年以上ということで、今答弁があったと思うんですけど、耐用年数、ある程度何年もつものなのか、そういう期間が来たときに、やはり、どこどこを早く直したほうがいいんじゃないかと、早急にこの手当てをすれば、これだけの経費であったり、時間的なものも削減できるのではないかと思ったもので、今後について、どのように考えられるのかお答えください。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。足立委員おっしゃるとおりで、一応各施設ですね、設置してから大体、分電盤、電気類、こういう機器類が10年から15年、大体耐用年数があるんですが、かなり箇所数が多いものですから、年間、一番古くなったものから、随時更新をするという形で、計画はつくっております。ただ、順番的にどうしても、青谷の4号ポンプが、ちょうど令和7年度に、この分電盤を今改定する予定の計画をしておりますので、早期に対応を考えていきたいと思っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 対応を考えていただくということで、今後とも、数が多いのは分かりますけども、やはり早期の手当て、体の病気と一緒に、早期治療は安くつきますので、早くそういう対応をお願いしたいというところで、以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。水口委員。

◆水口 誠委員 水口です。未来型地域交通連携確保事業費について、ちょっとお伺いします。まず、事業内容のこの実施期間なんですけど、12月からどのくらいまで想定をしておられますか。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。実証期間の実施期間ですけども、一応10月の末頃に車両を搬入いたしまして、年内12月20日から24日前後までの期間、運行したいと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 ありがとうございます。もう一点、前回の実証実験との変更点なんですけども、信号機との連携9か所と予定してあるんですけど、前回、バスターミナルから大通りに出るところの信号機は、連携をしておるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。はい。バスターミナルからありまして、ちょ

うどバード・ハットのところの信号機ですけれども、そちらも信号連携するようにはしております。

◆勝田鮮二委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 分かりました。あと、もう一点なんですけど、途中乗降できる停留所の設置を調整中ということですが、どういう想定で、この運行されようとしておられるのか伺います。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。今、関係者とバス停、停留所の位置は調整中でございますけれども、交通量等見ながらですね、鹿野街道側に、何か所か設けたらなと思っております。こちら、今、路線バスで使っておりますバス停留所は使えませんので、それ以外のところで、調整中です。

◆勝田鮮二委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 実際に乗り降りする想定でされますか。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。こちら、試乗される際には、事前に予約をいただくんですけども、その際に、しっかり乗り降りできるような形で、予約を受けつけたいと思っております。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。今の未来型地域交通の連携の事業の確保事業の中で、関連してお尋ねします。まず、このデータをもう一度、再度、作成するということだと思うんですが、先ほど水口議員がおっしゃったように、例えば若桜街道のデータっていうのは、今まで取ったものを活用することはできるのかどうか伺います。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。はい。若桜街道、昨年度、通りましたルートにつきましては、昨年度のデータを活用できますので、昨年度は、自動運転率が8割でございましたので、今回は、それを9割を目指したいと考えております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 この自動交通ですけれども、鳥取市は、他都市に比べて、城下町ですので、碁盤の目になっていて、非常に活用できるのではないかなというふうに、道路網としては活用していけるのではないかなというふうに考えています。その中で、今回こう実証実験をさせて、この結果、例えば、また新たなこう検証をしていこうというような計画があるのかどうか。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。こちらの実証実験ですけれども、国の補助事業を活用させていただいております。その中で、国の審査は必要ですけれども、その際には、新規のコースというよりも、1つのコースをしっかりと深堀りをしていって、検証していただいたほうがいいというようなコメントをいただいておりますので、当面は、まずやっているルートを深堀りしていくのかなというのがございます。

あと、もう一点の視点としましては、実際に、本格運行する際には、バス会社と、どこを人が運転して、どこを自動運転するのかという、すみ分けは要ると思いますので、そういったこ

とも含めて検討していきたいと考えております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 以前、お伺いした中で、例えばロータリーとかっていうのは、非常に自動運転に難しいというようなお話もありましたけれども、例えばこの今、縦ですよ、久松山に向かってというルートになってますけど、一番広い片原通り、障害物が少ないような片原通りを回っていったらというような、若桜街道と智頭街道を結んでいく、あるいは、鹿野街道を結んでいくというような視点が少しあると、もう少し広がっていく、あるいは、自動運転がしやすいのではないかなというふうに考えております。深掘りということがありましたので、今回の結果を用いてですね、また、そういった検証をしていただけたらというふうに考えておりますが、御意見ありましたら、お願いします。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。新しい片原通りのコースでございますけども、もちろん、先ほど申し上げましたとおり、人が運転するところと自動運転するところとの、すみ分けでございますし、もう一つは、そのルートをつくって、利用いただけるかどうかという視点も必要だと思いますので、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なければ、以上で質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第111号鳥取市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に、議案第111号鳥取市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正については、先日の委員会において、執行部より説明を受けております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。ございませんか。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。ちょっと確認なんですけど、この条例は、令和6年10月1日からで、議会、議決、採決云々は関係ないんですかいね。議会、閉会してないんですけど、確認です。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。施行は議決いただいてからで

すけど、遡って適用するというので考えております。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 改正内容の中に、管理不全空家等という位置づけをするということで、前回は、少し御説明いただいたんですけども、この共通認識を図るために、もう一度、この管理不全空家等ということについて、御説明いただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。管理不全空家等の定義というようにことのお尋ねだと思いますけど、管理不全空家等というのは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置したら、すれば、特定空家等に該当することとなるおそれのある空き家ということです。特定空家等ではないけど、放置したら特定空家等になるおそれのある空き家というのが定義です。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 難しいと思うんですけど、適切な管理とは、どういうふうに考えておられますか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田です。もともと空き家の定義が、1年に1回以上管理されてないものというのが、空家法の空き家の定義ですので、当然1年に1回以上、1回か2回か、何回かはちょっと分かりませんが、されてないもので、何かの建物の破損であるとかっていうことがあるものになると思います。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 1年に1度、管理ということですけども、その度合いというのも非常に難しいもの、1年に1回、その空き家に立ち入りしているだとか、そういったこともあろうかと考えていますけれども、この辺りの1つの基準といいますか、例えば、水道が動いてないとか、空き家ですから、全然こう管理する意思がないとか、よく固定資産税のことも申し上げるのですけれども、こういった少しこの管理不全空家等ということに、国が示しているものですけども、鳥取市として、今後どんなふうに検討していこうとされているのか、運用についてになるうかと思っておりますけれども、その辺りはどのようにお考えですか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。鳥取市にですね、昨年度の調査で、4,207件の空き家があると、空家法にのっとって、空き家だろうということなんですけど。全てを管理することは、監視することは無理ですので、基本的に、地元から連絡があったもの、情報提供をいただいたものから、あとはパトロール等、出たときに気がついたものについて、小まめにチェックをしていくということで、なおかつ、そういうものに対して、当然指導するためには、所有者の特定等必要ですので、そういうことをしつつ、現地も確認しつつ、それがメーターであるのかという話ですけど、ただ、1年に1回出入りがあるかないかと、非常に難しいことで、今でも外に出るときは、近所の人に話を聞いたりして、そういうようなことで、ずっと探っていくというような活動をしていますので、今と同じようなことを続けて

いくというふうを考えております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 今と同じふうという御説明があったわけですがけれども、こういった管理不全空家等、いわゆる、先ほど来あります適切な管理、それから、管理不全空家等、特定空家等にならないようにということで、空き家が4,200ありますという御説明なんですけれども、やはり、市民のほうからすると、どの程度まで、その管理してなければ、鳥取市のほうから、持ち主に連絡をしていただけるのだとか、あるいは、その隣の家にはみ出している木を切ってもいいものかとか、その辺の線引きが非常に難しいですし、放置される方は、そういう一定のルールがないので放置してしまうっていうような、いろんな御事情もあろうかと思えますけれど、やはりそこら辺が、今後、今までと同じではなくて、この条例ができることによって、どういった基準であるとか、制度を設けるとか、その辺りはどういうふうにお考えか、もう一度伺います。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 まず、現在でも、特定空家等とかにならないものについても、連絡をいただいたら、必ず現地を見に行つて、枝が出るとよというものについては、現地を見に行つて、指導に行つたら、お知らせという形で、通知を送っております。これ所有者全員にはならないんですけど。

あと、その管理不全空家等とかの判別の基準ですけど、チェックリスト、採点表みたいなのを、今作つとる最中でして、それを完成させまして、協議会にこれも諮らないけません。諮った上で、それで基準っていいですか、判断っていいですか、いうものをしていきたいと考えております。

◆太田 縁委員 太田です。それでは、この条例を改正することによって、判断基準がつくりやすくなって、そういう制度を、今作成中という理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田です。そのとおりでございます。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 ちょっと細かいことなんですけど、もう一件。資料1の18ページの専門的知識というのが、的という文言、文字がですね、右側には抜けているんですけども、この的を取られた理由というのは、すみません。取つてあるのをつけた、付け足した理由です。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 すみません。建築指導課です。なかったのが、なぜ入ったか。専門知識っていう表現にしてあったんですけど、専門的な知識を有する人、専門的な人っていう意味も含めて、的を入れたっていう考え方です。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。ちょっと教えてください。結局、この条例を改正することによって、今までより、結局厳しくできるっていうことでよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。今までですね、先ほど申し上げたとおり、特定空家等にならないものは、お知らせとか、通知っていう形で出してあったんですけど、これを管理不全、特定空家等になりそうなものを、特定空家等に認定した場合に、指導という、もう一段階厳しいというか、その後に、何度か指導して、是正ができなかったら勧告して、固定資産税の特例が外れるというようなことで、前段で厳しい指導ができるよということですよ。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 ええことですね。分かりました。僕が一般質問よくするんだけど、浜村の旅館はどっちになるんです、ちなみに。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。浜村の、旅館たつもとですかね。もう特定空家等です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。足立委員。

◆足立考史委員 足立です。空き家が4,207ということでは言われたと思うんです。これは、管理不全空家等の件数でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田です。調べた空き家が4,207件です。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 となると、この管理不全空家等に指定される件数は、まだ把握されていないということでしょうか。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。4,200の中で、何件が管理不全空家等になるかというのは、まだ把握しておりません。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 この情報提供っていいですか、この管理不全空家等に対しての調べ方が、地元の方の情報だとか、巡回のときに見えたものとかという、曖昧な状況ではないかと思うんです。これを特定空家等にしないようにという大きな目標があるなら、この今これから調べるときにでも、人を増やしてとか、そのチェックリストを作るときに、早急にされたほうがいいのではないかと思うんです。今のこの調べ方ですと、完璧なものが、なかなか時間かかるのではないかと思うので、この管理不全空家等を調べるに当たって、何か体制を考えておられるのか、その辺、お聞かせ願えますか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。4,207件、今、職員が3人です。とても3人では、調べるというか、もう、こと自体が、恐らく無理、日々の相談も受けながらで。職員を増やして、全部を調べるというのは恐らく非常に難しい、不可能といいますか、非常に難しいと思いますので、現在は、全部を調べるということは考えておりません。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 対策を考えてなくて、今までどおりの調査の中で出てきたものとなると、今、

現存する特定空家等もありながら、そっちの始末もしながら、この管理不全の空き家もという仕事を増やしてですよ、そこに人がいないとなると、現状維持のままにいつてしまうと、この条例改正の意味がないような気がしてで、やっぱり人手が要るんじゃないかと。ここに対して、一時的な検査なり、その専門的な知識を持たれた方のチェックで、それらしい空き家、管理不全の空き家っていうものを、早く抽出したほうがいいのではないかと。さらに、そこに所有者があるのか、ないのか、そこも踏まえて、やっぱりこの空き家対策というのは、ずっと長年、大きな問題として処理に困ってる事案なので、ここまで条例を変えられるのであれば、もっと中身のある体制にと思っての意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 関連です。今、足立議員がおっしゃったとおりで、やはり、この空き家をですね、全て取り壊してしまうというのではなくて、適切に管理をしていただけたらいいのだということだと思うんです。その中で、やはり、現状をしっかりと把握していただいて、所有者の方にも、こういった活用もできますよということがなければ、あるいは県外等におられて、どうしていいかわからない、相談できない方もおられるでしょうし、あるいは相続で悩んでおられる方等もあるかと思えます。ですから、まずは、どうしてそうなっているのかって原因も、少しずつ解明していかなければ減らないのではないかと思います。もう空き家イコール、もう壊してしまえばいいではなくて、空き家をいかに活用していくのかって、そのために、この条例改正するのであれば、そういったことも含めて、条例改正されるのであれば、やはり、絵に描いた餅的な条例にならないように、ぜひ、運用をしっかりといただきたいと思いますので、部長、その辺り、人が足りないとか、そういった意見もありますけど、本当にお忙しいというのは、よく分かります。他部局ともですね、連携を取りながら、少し工夫をして、まずは、現状把握につないでいただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山根部長。

○山根陽一都市整備部長 都市整備部、山根でございます。ありがとうございます。この今回の条例の改正につきましては、国の法律が変わったというのがきっかけでございます。本来の趣旨は、管理不全空家等を、どうでしょうね、認定することが目的ではなくて、これにならないように、市民の皆様にご啓発するのが、第一だというふうに考えております。それでも、先ほどもありました、4,000 余りの空き家があるということは、これは、片方で放置はできないので、そこについては、先ほど次長のほうから申しましたように、チェックリストを作って、我々も含めて、何がこの管理不全空家等になるのかというようなところを認識した上で、そのときにですね、こういうことになったら、管理不全空家等になるんですよということを、市民の皆様にもお知らせしながら、まずそうならないようにしていただくというのが、まず、最初の一歩かなというふうに思っております。その後、今ある空き家をどうするかということについては、今御意見いただきましたようなことを踏まえて、調査をしっかりとするとか、そういうことは検討していきたいと思えます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なければ、以上で質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第111号鳥取市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を説明ください。徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。お手元に資料2、右肩に赤字で、資料2と書いてあります資料を御覧ください。ございますでしょうか。

それでは、議案第125号令和6年度の鳥取市一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。2ページを御覧ください。都市整備部に属する9月追加補正予算でございます。令和6年7月14日の大雨により、単独災害復旧費であり、都市整備部補正前額72億8,504万7,000円、補正額250万円、補正後の額72億8,754万7,000円でございます。

現年発生災害復旧費（単独災害復旧費）でございます。追加補正予算書15ページ、事業別概要は10ページ上段でございます。災害復旧費、公共土木災害復旧費の単独災害復旧費（河川公園課）分でございます。補正予算額250万円でございます。

次に、3ページを御覧ください。単独災害復旧費としまして、令和6年7月14日の大雨により被災した、佐治町尾際地内の普通河川尾際谷川を復旧するものでございます。尾際谷川は、当該大雨により、護岸の一部が損傷し、上流からの土砂、また大きな転石などが大量に堆積し、堆積したものでございます。このような状況から、早急な護岸復旧、右肩のほうの写真を見ていただきますと、ちょっと空洞になっておりますが、こちらの部分の護岸復旧、延長がLイコール4メートル、高さが90センチ、練り積み石での復旧と、それから下側の、その下の写真でございますが、土砂・転石等がありますので、こちらを、約延長80メートル、これの撤去を行おうとするものです。石積みの復旧費につきましては50万円、しゅんせつ費を200万円をお願いするものでございます。この普通河川尾際谷川は、公共土木補助災害復旧で規定されております護岸高が1メートルに達してないことから、補助採択とならないため、単独災害復旧費で復旧するものでございます。補正額は、単独災害復旧費として250万円を計上するものでございます。

2ページを御覧ください。よって、河川公園課の補正前額17億2,183万4,000円に対し、補正額250万円、補正後の額17億2,433万4,000円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。はい、加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。確認ですけどね、これって去年の台風、台風7号と一切関わらないというか、その前触れがあったとか、どうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。昨年の台風7号によりまして、令和5年度の単独のしゅんせつで、一度しゅんせつを行っております。ただ、それから冬を越して、また土砂がどうしても出てくるというような状況があります。ただ、これはちょっと佐治町に限っただけではなくて、河原町、国府町、それから同じく鳥取市のほうの山間地域も同じなんですけど、今の、6年度の単独予算で回せるところは回しているんですけども、尾際谷川につきましては、一旦5年度で完結しておりますので、このたび、改めて6年度の単独災害の予算として、お願いをしているものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 ここは、土石流危険渓流か何かに指定されていたと思いますが、どう、どうでしたか。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。太田委員おっしゃるとおりで、危険渓流の箇所、指定はされております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 以前も、コンクリートの壁が打ってあるんですけど、それはいつぐらいに工事をされた、どこが、県か、なのか、ここら辺が分かれば、お示してください。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。この尾際谷川の下流につきましては、以前、平成30年のときに、災害で、鳥取市南工事事務所において、災害復旧を行ったものでございます。ただ、補助採択を受けれるのが、今直している区間ですので、そこから先がどうしても補助採択から外れますので、今の既存の石積みで復旧をして、対応したいと考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 石積みの対応というのは非常によいと思うのですが、こういった渓谷等ですね、県のほうともですね、今後、先ほどたくさんありますっていうふうにおっしゃっていて、鳥取市で、単独で災害復旧は行っているんですけども、根本的にですね、危険渓流等、県のほうにも、もう少し関心を持っていただくというか、いわゆる災害があつてから、単市で復旧していくっていう繰返しではなくて、その辺りをもう少し、この災害が多うございますので、しっかり県のほうにも相談をしてというか一緒にやっていく、あるいは国のほうに、そういった動きをしていただいたらというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。太田委員さんおっしゃるとおりで、大体、年に1回ですけども、こういう危険箇所とか、こういったところ、県と一緒に合同で、回れると

ころを回る、場所を決めて回ったりはしております。特に下流域のところ、民家が多いところについては、なるべく要望しながら、採択に向かっているんですけども、どうしてもこういう下流に1軒しかないとかってなると、だんだんちょっと、後順位になっていっているような状況もありますけど、基本的には、日頃から連携して現場のほうを見たりしておりますので、その辺は、引き続き十分連携取っていきたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい。いつも申し上げますけど、やはり下流のほうは、住宅があるということで、目が届きやすいですけども、やっぱりそういったところを、いま一度しっかり検証していただきたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、以上で終わります。執行部の皆様は退席ください。お疲れさまでした。

#### 令和6年陳情第2号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情書（不採択理由）

◆勝田鮮二委員長 それでは、次に、陳情についてであります。令和6年陳情第2号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情ですが、前回の委員会で採決した結果、不採択となっております。不採択の理由について、議事録を確認し、案を幾つか作成し、お配りしています。改めて、委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。案がお手元にあるかと思いますが、3つ載っとるんかな。3つですね。私としては、一番上のは、安全基準を定めていない中で、助成制度の運用は困難である、なら、安全基準を定めたらいいんかになるんで、これは控えほうがよいと思います。真ん中の、陳情内容にある現状認識と実態が合っていないため、これも、文面を変えたらいいんかになると思います。結論でいきますと、そもそも論が、市が単独でするには、財政的に困難であるのは明らかでありますので、簡潔に言えば、一番下でいいんじゃないかなと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 雲坂です。私は、3つ括弧がある中で、上2つを合わせたものにしてはどうかと思います。前回の、安全基準について太田委員さんのほうから、足立委員さんのほうからは、

その利用実績であったり、執行部がアンケートを取ったニーズであったり、そういったことの発言があったように思います。私も、その2人の意見を含めるような形で、るる申し上げましたけれども、そういったことから、国が安全基準を定めたらいいのかと。いろいろ調べる中で、安全基準は今、見つからなかったわけですが、これだけではないと、議論の中ではですね。やっぱり、この方の現状、陳情書の中の、特に、耐震補強は手が出し難く、真ん中ちょっと下のところですけど、現状に合致してないことから、効果が薄いのではないのでしょうか。なので、耐震補強はお金がかかるから、効果が薄いのではないのでしょうか、こういうような、疑問形にはなっているんですけども、この陳情書の中で、現状という文字が2つ出てきますけれども、こういったことを執行部の聞き取りとか説明とかのことも、事実認定を前委員会でしたときの、この委員会での認識と、ここが合っていないと思いますので、この2番目を、この1番目に、またを入れて加える形で、不採択理由にしたらどうかと思います。

◆**勝田鮮二委員長** 皆さんから、いろいろ意見を伺いたいんですけども。足立委員。

◆**足立考史委員** 3番目の、市が単独で制度を運用していくということで書いてありますけど、単独でこの制度を、鳥取市ですべきという文面は、どこから出てきますかね。この陳情の中の文面で、今、先ほど雲坂委員が言われた文面もありますが、耐震補強制度、今、鳥取市でやってる、それが使いにくいと。単独で、このシェルターの補助制度を、この文面の中でしてくれていうものが、ちょっとどこで、今のこの理由の中で、運営、単独で制度を運用していくことということの、同じ意味合いの文面を、ちょっとどこで出されたのかが、教えていただけたらと思います。

◆**勝田鮮二委員長** 雲坂委員。

◆**雲坂 衛委員** お答えになるか分かんないですけども、陳情書の一番下の陳情項目のところに、助成を追加することって書いてあるので、要は、メニューに追加してほしいということ、そのメニューっていうのが、5分の4で、自分の認識ですけども、国2分の1、県4分の1、市4分の1ですね、これの制度ですね。耐震補強もそうですし、今回のほかの町村見ても、この国が方針を出し、県が補助金制度を、国、県、市と、こう下りてくるわけで、この中でいくと、追加するというのであれば、市単独ではないこのメニューに付け加えてくれという意味だと思っています。

◆**勝田鮮二委員長** 加藤副委員長。

◆**加藤茂樹副委員長** 加藤です。もともと、このシェルター自体の、耐震シェルター、耐震ベッドのこの助成制度っていうのが、どこにも、国にも県にもないんですよ。だけえ、鳥取市にちゅうことでしょ。

◆**勝田鮮二委員長** 雲坂委員。

◆**雲坂 衛委員** 執行部がいたら説明してもらえばよかったんですけど、自分が聞いた中でいくと、今回のシェルター・ベッドは、国が方針を出して、知事が今回、今年1月でしたかね、制度をつくるっていう話になって、市のほうに、あまり説明がなかったと聞いてます。その中で、1市9町でしたっけね、10ぐらいの、県内があるんですけど、その県のこの、何ていうんですかね、パンフレット、ちょっと探しにくいところにあるんですけど、教えてもらって見る限り、

その補助制度自体も、さっき言ったとおりの5分の4の補助メニュー、国2分の1、県4分の1、市4分の1という補助メニューの中に、のことだそうです。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。もう一度言いますが、国、県が資料あるんですけど、ここに、この間も執行部に聞いたんで、答弁もらったんですけど、このシェルター自体はあるのはあるんですよ、耐震シェルター、けど、高齢者のみ、なんです。それで、僕も先回の委員会で意見言ったんですけど、となると、この陳情の文面からいくと、全ての年齢も書いてないんでっていうことになると、市単独っていうことなんです。県のののっかって、県、国・県にののっかると、高齢者とか、六十何歳以上の対象のしかないんでっていう意味です。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 確認です。このシェルターを、耐震シェルターをこの制度の中に入れていく、そのもともとの制度っていうのが、国がつくっている、耐震、このまちづくり推進事業というか、耐震に強い補助事業で、その補助事業は国がつくっていて、県もお金を出します、この事業をするためには、鳥取市も付き合ってください、鳥取市がお金を出さなければ、制度を利用することができないという考え方です、この制度がね。その中で、さらに、65歳以上の人に縛りをかけているという理解でいいのかな。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 今あるそのメニューが、何市町村かあるって、この間、説明で、9、9、何個になる、1、2、3、4。1市9。

◆太田 縁委員 うん。だけえ、65歳は、多分、国が決めとるんじゃないくて。

◆加藤茂樹副委員長 ううん、国が決めとるもん、記載してあります。

◆太田 縁委員 じゃあ国が、65歳以上って決めとるってことだな。

◆加藤茂樹副委員長 そうそう。全戸を対象じゃなくって、もう明らかに。

◆太田 縁委員 65歳上と。

◆加藤茂樹副委員長 そうそうそうそう。っていう意味です。

◆太田 縁委員 障害とか介護を持つとる人っていうふうに、縛りをかけているってことだな。

◆加藤茂樹副委員長 そうそうそうそう。

◆太田 縁委員 だから、単独の制度っていうことだな。

◆加藤茂樹副委員長 単独になっちゃうんだね、うん、全てにいくと。

◆太田 縁委員 ていうことかな。そこを、もう一回確認したほうがいいかな。だけえ、65歳。

◆加藤茂樹副委員長 以上だったら、国・県にののっかればいいけど。その、もう全年齢対象になると、市が払いなさいっちゃうことだ。

◆太田 縁委員 になるから、単独制度っていうことかな。

◆勝田鮮二委員長 今回ね、前回、不採択をということで決定してますので、その不採択理由を今回まとめたいということで、皆さんから出た意見をピックアップして、ちょっと今、ここに書かせていただいているような3案、議事録を見ながら出してます。それで、今、1番と2番をちょっと合体した形でいいじゃないかと、一番下の、市が単独で制度を運用していくことは、

財政的に困難であるためでいいじゃないかという意見も出ました。どのようにさせていただきますでしょうか。足立委員。

◆**足立考史委員** この不採択理由を作るのに、陳情者に対してもですし、この議会の中で、関心のある方は、この不採択理由も聞かれると思う中で、この陳情、文面と、それから不採択理由がマッチしないと、なかなか分かりづらいと思うんです。その制度なりを、65歳までとかということの発言があったら、そういうものの中で、単独の財政としては厳しいとか、何か、1番、3番目の単独での制度運用していくという、この文面に理解ができるのかどうか。単独で、この制度をつくれという文面で捉えられるのかどうかということが、ちょっと気になったもので言ったぐらいなところで、先ほどの加藤副委員長のほうが言われる内容で、市民に対して、そういう不採択理由がちゃんと正当化できるということで、これを採用ということであれば、皆さんの意見ですけど、上手に、これを3つを含めてもいいかなと、組み合わせてもいいのかなと思ったりはしますけど。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 太田委員。

◆**太田 縁委員** よく陳情は文面でっていう話で、ことで進めてるんですけども、別にこのシエルターが駄目だとかっていうことではなくて、条件が整っていけば、いろんな方法はあろうかと思うんです。ただ、私も、その耐震補強のみが優れているというふうには思っていませんし、申し上げてもなくて、例えば地盤の問題とか、そういった土地利用のことであるとか、そういったことも含めて、いろんな観点から考えていかないと、災害時に命を守るっていうことはできないというふうに考えています。

そういった前提の中ですと、この方がですね、陳情理由のところですね、3段落ぐらいのところになるのかな。住宅丸ごと耐震補強することが可能であれば望ましいですが、助成制度による耐震補強は、手が出し難く、現状に合致していないって、この現状に合致していないってところが、ちょっと本当ですかねと。効果が薄いのでないでしょうかっていうことで、耐震補強を、ものすごく推進するつもりはないですけど、効果が薄いことはないんじゃないかなとか、そういったことを考えると、足立議員がちょっと言われた、そのいわゆる現状に合致していないとか、事実と異なる認識を、この方があまりにもお持ち過ぎな感じがしないでもないかなというところがあるので、足立議員が言っておられたような内容がよいのかなというふうに思います。

◆**勝田鮮二委員長** ちょっと太田委員に聞きますけど。これ、3つを合わせたような内容ということですか。太田委員。

◆**太田 縁委員** この方が、いろんなことをおっしゃってるので、いろんなことに回答していかないといけないような、じゃないと、こう納得していただけないのかなっていうような、反対理由になってしまうのかなと。そこがちょっと難しい。この方の陳情理由が、非常にこう、御自分のお考えであったり、それから、御自分が認識しておられる事実と鳥取市の現状が少しずれているとか、その辺りがあるので、丁寧に回答しないといけないのかなというふうに考えてます。

◆**勝田鮮二委員長** まだ意見を出されてない方の御意見も、ちょっとお聞きしたいんですけど。

どうぞ。魚崎委員。

- ◆魚崎 勇委員 私も、一般質問でね、耐震が進まない中で、ベッドとか、その部屋に対するね、シェルターを考えてはどうかという提案も、過去させてもらってます。だから、やぶさかではないんですけど、皆さんが言われるとおりの、65歳というね、世代を限った制度になっている以上、そちらのほうを改定するべきであって、陳情者の意見そのまま賛成というわけには、どうもいかないなというのが、私の考えです。
- ◆勝田鮮二委員長 水口委員、何かありますか。
- ◆水口 誠委員 そうですね。考え方は。いいんですけど、この陳情事項にもあるように、先ほど加藤副委員長言われたように、この鳥取市の震災に強いまちづくりの促進事業のメニューの中に加えるっていうこと自体が、ちょっと難しいのではないかなと、僕は思っております。財源とか、そういうことを考えると。
- ◆勝田鮮二委員長 吉田委員はどうですか。
- ◆吉田博幸委員 何だあ難しいなあ。これ本当に、この西尾さんがこれを書いたんか。内容が分かっかって、本当に専門家が書いたような文章だ。西尾さん自体も市議会議員だっただけえ、分からんことはないんだろうけども、あまりにも何だあ、ちょっと広げて、ようけ書き入れとんさるような気がしますね。いや、だけでも。1つでもしたげようと思やあ、不採択じゃのうても、これ、鳥取市としても、採択してもええじゃないだか。僕はそう思うな、こんだけ、ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃ言やあ。1つ、半歩前進とかいうような考えで。
- ◆加藤茂樹副委員長 不採択理由。
- ◆吉田博幸委員 不採択理由って言いんさるけど、これ、1つしてあげさえすりゃあ、65歳以上の方に対しては、安心というか、そういう面はあるわな。
- ◆勝田鮮二委員長 太田委員。
- ◆太田 縁委員 魚崎委員や吉田委員がおっしゃるように、やっぱりその採択して、するのもありだったかなというのは、私も思ってるんですけど、ただ趣旨採択ってというのが、鳥取市の場合はないので、市議会の場合は。何かおっしゃることは分かるんだけど、現実的に、書いてあるところが、やはりこう事実と異なることや、あるいは、財源のこととかを考えると、その時期早尚というのが、もう少し、やはり研究する必要がある、制度化するには、その財源の確保や研究をしてから、もう一度っていうような感じはしますね、うん。絶対駄目だとは言っていないんですけど、一番初めに戻りますけど、その耐震基準、この基準がない、それから、その限定した人に限られている、この制度の65歳以上になっている。鳥取市は、耐震をとにかく進めていこう、でも、耐震補強する予算が足りてない、耐震補強を進めていきたいけれども、予算は足りていないということなので、その辺りを考えると、なかなかこう、趣旨は採択してはさしあげたいなっていうのが本音のところなんですけども、不採択ですので、やはり、予算的なことが一番大きいのかもしれないですね。どうでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。
- ◆加藤茂樹副委員長 もう単純にね、もう国・県の動向を見るべきであり、市が単独で制度を運用していくことは、財政的に困難であるためではないですか。この前に、僕が、前回

の委員会で言ったんだけど、国・県が、結局65歳をカットすれば済むことであって、だけえ、国・県の動向によってで、現状は、市が単独で制度を運用していくということは、財政的に困難と思いますけど。

- ◆勝田鮮二委員長 すみません。前回不採択にしていますので、そのときに出された意見でないとはい。
- ◆雲坂 衛委員 確認取らせてもらってもいいですか。委員長に確認ですけど。今、全委員に不採択理由を聞かれて、加藤副委員長が3番目、私が1、2で、1、2、3、1、2、3、魚崎さんが3、魚崎委員さんが3でしたかね。
- ◆魚崎 勇委員 1に近いですね。
- ◆雲坂 衛委員 1に近い。
- ◆魚崎 勇委員 65歳という縛りかけてるから。
- ◆雲坂 衛委員 次に、水口委員さんが言われたのが3番ですかね。
- ◆水口 誠委員 3番ですね。
- ◆雲坂 衛委員 加藤副委員長さんと一緒ですね。
- ◆雲坂 衛委員 今、1、2、3、全部入れたのがお二人と、3番という方がお二人と、あとはこの2人でいいですかね。自分もですね。
- ◆雲坂 衛委員 この中で、自分は、市が単独でっていうことが、ぱっと見て違うなと思ったんですけど、さっき言われたのは、65歳以上を外すと、市が単独で補助しないといけないっていうことは、この中に読み込めないの、陳情者は、こんなこと言ってないぞって反論してくる可能性があるかなと思ったんですよ。なので、自分も、1、2、3入れられるのであれば、入れたほうがいいかなと思うんですけど、3を入れるリスクを考えたら、迷ってるとこなんです。なので、太田さんと足立さんが、何で3を入れたのか聞きたいんですけど。
- ◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。
- ◆魚崎 勇委員 3番の財政的困難というのは、理由にならんと思うんですよ。幾らでもね、10万でも20万でも、可能な限りの財政を入れて、少しでも進めればいいわけであって、もう財政を理由に対する不採択は、ちょっと難しいなと思ってます。
- ◆勝田鮮二委員長 足立委員。
- ◆足立考史委員 いろいろ、その財政のこと今議論されてます。私もつらつら考えるのに、この場で財政を、議会側が理由でっていうのが、どうも違和感があって、財政のよしあしは、ここで出すべきものではないかなという。もう文面審査で、明らかに、この陳情者と捉え方が違うというところで、基準という大きな耐震の要というところで、先ほど、副委員長のほうが、65歳という縛りのこと言われましたけども、そこの読み込みができない中で、手が出し難く、現状に合致しないというのが、現状が全然、報告でいただいた、その65歳の縛りの中でも、制度を導入されてる1市9町の実績、実態はゼロであったという報告いただいている中での、2番目の不採択理由ということであるのではないかと、そこを、もう少し分かりやすく書くことはありかなという意見です。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 1と2っちゅう番号も振ってないんだけど。ちょっと合わせた形にしましよ

うか。決めましょう。もうこの場で決めて。また寄ってとか、委員長・副委員長に一任って言われても困るので、もうこの場で決めちゃいましょうよ。

上を後に持ってくるか、真ん中を最初にして、この辺の組み合わせですね。例えば、陳情内容にある現状認識と実態が合っていない。また国が耐震シェルターの安全基準を定めていない中で、助成制度の運用は困難であると考えてためと。

◆勝田鮮二委員長 どうでしょうか。

◆足立考史委員 はい。

◆加藤茂樹副委員長 国がシェルターの安全基準を定めてないって、シェルターの安全基準が定まってないちゅうことか。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。

◆加藤茂樹副委員長 国がは、要らんじゃないかな。陳情内容にある現状認識と実態が合っていない、また、シェルターの安全基準が定まってない。

◆太田 縁委員 休憩。

◆足立考史委員 休憩で。

◆勝田鮮二委員長 一旦休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

◆勝田鮮二委員長 それでは、再開します。足立委員。

◆足立考史委員 足立です。不採択理由です。出されてる、2案を使って、文面とすれば、陳情内容にある現状認識と実態が合っていない、併せて、国が耐震防災シェルターの安全基準を定めていないことにより、助成制度の運用は困難であると考えてため。以上です。

◆勝田鮮二委員長 今、足立委員が言われた内容で、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。じゃあ、そのように決定しました。

以上で、全ての日程を終了しましたので、建設水道委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時23分 閉会

# 令和6年9月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和6年9月19日（木）10:00～

本庁舎7階 第2委員会室

**都市整備部** (10:00～)

## 1. 議案(質疑・討論・採決)

議案第93号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）【所管に属する部分】

議案第111号 鳥取市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

## 2. 議案(説明・質疑・討論・採決)：追加提案分

議案第125号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）【所管に属する部分】

## 3. 陳情【不採択理由】

< 陳情(継続) >

令和6年陳情第2号

命を守る耐震(防災)シェルターの助成に関する陳情書